

牛久市農業委員会第16回総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日（木）午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員（13名）

会 長 13番 山越 康義

委 員	1 番	吉田 功	2 番	川村 隆一	3 番	飯田 光夫
	4 番	坪井 隆典	5 番	村松 昇平	6 番	澤田 臣男
	7 番	平沢 克人	8 番	山越 隼人	9 番	花島 常雄
	10 番	塚崎 光子	11 番	藤田 文男	12 番	中山 みつひ

農地利用最適化推進委員（5名）

委 員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局（3名）

事務局長 榎本 友好 事務局長補佐 近藤 絹 主任 横川 多恵子

4. 欠席委員 なし

5. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第2号	現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について
議案第3号	農用地利用集積計画に対する審議決定について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

6. 会議の概要

事務局	定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会 長	ただいまより第16回農業委員会総会を開会いたします。 出欠委員の報告であります。在任委員13名中、出席委員13名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、議事録署名者に、8番、山越隼人委員、9番、花島委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。 事務局は、榎本事務局長、書記として近藤事務局長補佐、横川主任です。 それでは議事に入ります。 議案第1号から第4号まで一括上程致します。なお、審議の都合上、議案第1号より審議致します。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。 第1項、城中町字稻荷下2797番、田、1,586㎡ですが、申請者は農業経営規模拡大のため農地を譲り受けるものです。世帯の営農状況は、市内において、田、3,728㎡と畑、2,328㎡、合計6,056㎡を耕作しております。農業従事者は2名で、年間農業従事日数は150日です。農地取得の権利は有しております。 第2項、久野町3079番、畑、510㎡ですが、申請者は農業経営規模拡大のため農地を譲り受けるものです。世帯の営農状況は、市内において、田、5,819㎡と畑、7,112㎡、合計12,931㎡を耕作しております。農業従事者は3名で、年間農業中事日数はそれぞれ150日、100日、60日です。農地取得の権利は有しております。以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
花島委員	令和6年10月1日、現況確認調査を、平沢委員、山越隼人委員、榎本局長、横川主任と私で行いました。現地写真をご覧ください。 議案第1号第1項および第2項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何

	かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	異議なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第 1 号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして議案第 2 号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付についてです。 県の事務処理要領では、原則として農業委員 3 人以上と事務局職員により現地確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについては、農業委員会総会で議決し、証明願に奥書証明を行い交付することになっております。 本議案の案件は、第 1 項から第 7 項まで 7 件ありますが、関連する項目のため、一括して説明いたします。 第 1 項、城中町字成井 7 5 1 番、田、2 7 9 m²、 第 2 項、城中町字成井 7 5 2 番、田、4 2 6 m² 第 3 項、城中町字成井 7 5 3 番、田、2 7 1 m²、 第 4 項、城中町字成井 7 5 4 番、田、2 6 6 m²、 第 5 項、城中町字成井 7 5 5 番、田、5 0 2 m²、 第 6 項、城中町字成井 7 5 6 番、田、2 2 0 m²、 第 7 項、城中町字成井 7 5 7 番、田、2 3 6 m²、 についてですが、同一の申請者から非農地証明願が提出された案件となります。地目は台帳上では田となっており、申請には現地写真として現況及び 2 2 年ほど前の航空写真及び添付されております。以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
花島委員	議案第 2 号第 1 項ですが、令和 5 年度の利用状況調査において 7 筆すべて「再生不可」と判断されており、今回の現地調査でも山林化していることを確認しております。農地に復元するための物理的な条件整備が困難であると思われるため、非農地として証明することについて問題はないと思われます。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
川村委員	現況証明願いの申請の目的は何ですか。
事務局	地目変更したいとのことです。
川村委員	隣接している農地に対してはどのような対応をするのでしょうか。
事務局	利用状況調査の結果に基づいて対応してまいります。
会 長	質疑はございませんか。議案第 2 号について証明してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	全員異議なしと認め、議案第 2 号は、証明することに決定いたします。 続きまして議案第 3 号、農用地利用集積計画に対する審議決定について議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第 3 号、農用地利用集積計画に対する審議決定についてです。 改正前農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、牛久市長より農業委員会に対し、令和 6 年度 第 7 回牛久市農用地利用集積計画の案が提出されましたのでお諮りいたします。 令和 6 年度 第 7 回農用地利用集積計画 集計表(新規設定)をご覧ください。賃貸借権設定期間 3 年以上 10 年未満が、畑、2 件、8, 426 m²、使用貸借権設定期間 3 年以上 10 年未満が、畑、12 件、15, 009 m²、4 段目、全体の合計、畑 14 件、23, 435 m²となっております。なお筆ごとの詳細は次のページのとおりです。以上です。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	異議なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第 3 号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第 3 号は原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、牛久市長より提出された、農用地利用集積等促進計画の案に対し、農業委員会が答申する意見について審議するものです。 令和 6 年度 第 7 回 農用地利用集積等促進計画案集計表（農地中間管理事業）（新規）をご覧ください。賃貸借権設定期間 10 年以上が、畑 1 件、6,906㎡、2 段目の使用貸借権設定期間 10 年以上が、畑 1 件、3,000㎡、合計、畑 2 件、9,906㎡に権利を設定する内容となっております。なお、筆ごとの詳細については次ページの通りとなります。以上です。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	異議なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第 4 号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第 4 号は原案のとおり承認することに決定いたします。 次に報告事項です。農地法第 4 条および第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第 6 条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。 本日の議事は、すべて終了いたしました。 以上をもちまして、第 16 回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。